

京都市告示第 199 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 7 月 30 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類                      市 道

供用開始の期日                告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉30号線	左京区岩倉三宅町265番地の1地先内	旧	メートル 35.80	メートル 2.50 ~ 5.00
		新	35.80	4.50 ~ 9.40

(建設局土木管理部道路明示課)